

太田市公告

太田市総合健康センターに係る指定管理者については、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１７年太田市条例第２６５号。以下「条例」という。）第５条の規定により、公募によらず指定管理者候補者を選定することとしたので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成１７年太田市規則第２８９号）第４条の規定により、次のとおり公募によらない理由を公告する。

令和７年１１月７日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市総合健康センターは、住民の健康の保持と増進を図るために設置された施設であり、館内には健康増進を目的としたプール・トレーニングルームやリハビリを目的とする機能訓練室等を備えている。

現在の指定管理者である一般財団法人太田市健診センター（以下「健診センター」という。）は、地域住民の健康維持、管理及び増進の向上に寄与することを目的に設置され、健康増進法に基づく事業、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療に関する事業及び地域住民の公衆衛生事業等を行っており、太田市総合健康センターの運営目的に合致している団体である。

また、健診センターには市管理職が併任で在籍し業務の運営状況が把握されていること、平成２１年度からは指定管理制度により良好な管理を続けてきた実績があることから、引き続き安定した運営が期待できる。

以上のことから、条例第５条第３号に該当するものとして、健診センターのみに申請させ、公募によらず選定の手續を進めることが適當であるため。